

# 特定非営利活動法人おきなわCAPセンター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おきなわCAPセンターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、こどもが本来持っている力を引き出し、自尊感情を育て、人権を侵害するあらゆる暴力を防止するためのCAPの理念や知識、技術をこどもやおとなに伝え広める事業を行うことで、暴力のない平和な社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) こどもへのCAPワークショップ(暴力防止プログラム)提供事業
- (2) おとなへのCAPワークショップ提供事業
- (3) ワークショップ提供のための人材育成事業
- (4) こどもへの暴力防止についての学習・啓発事業
- (5) 地域ネットワーク事業
- (6) 会報等の発行事業
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、代表が別に定める入会申込書を代表に提出して申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、会費を納入することにより会員となる。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第4章 役員及び職員等

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1人を代表とし、1人以上2人以内を副代表とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務遂行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長ほか必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て代表が委嘱し、必要な職員は代表が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

### (構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、運営に関する重要事項

### (開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

### (召集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号によって監事が召集する場合を除き、代表が召集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

### (定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席で成立する。

### (議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規程に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第 34 条 理事会は代表が招集する。

- 2 代表は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表若しくは理事の中から代表が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは FAX、E-mail をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面あるいは FAX、E-mail 表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は代表が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表が別に定める。

### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び活動予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講ずることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、目的を同じくする特定非営利活動法人のうちから総会において定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
  - 理事 長田 清 (代表)
  - 理事 中村 淑子 (副代表)
  - 理事 宮國 幸子 (副代表)
  - 理事 高里 鈴代
  - 理事 米丸 美和子
  - 理事 湧川 鳩子
  - 理事 棚原 エリ子
  - 理事 西 智子
  - 理事 竹沢 昌子
  - 理事 矢野 淳子
  - 理事 玉元 一恵
  - 理事 吉田 弘子
  - 監事 荒木 喜代子
  - 監事 屋 久美子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 入会金 10,000 円 年会費 10,000 円
  - (2) 賛助会員 年会費(個人) 1口 3,000 円で何口でも  
年会費(団体) 1口 5,000 円で何口でも